

様式第5号(第7条関係) 草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用請求書

※捺印



草津市長 宛

年 月 日

請求者 住所: フリガナ氏名: 電話番号:

ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

私が受領する任意接種費用について、下記指定口座への振込を依頼します。

Table with columns for financial institution name, code, branch number, and account details.

請求者氏名と異なる名義の口座に振り込みを希望される場合、下欄に記入をお願いします。

委任状 section with fields for appointer and appointee names and address.

(令和4年6月1日揭示済み)

草津市告示第189号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月30日

草津市長 橋川 渉

Table with 3 columns: Name, Location, and Termination Date.

(令和4年5月30日揭示済み)

草津市告示第190号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月30日

草津市長 橋川 渉

Table with 3 columns: Name, Location, and Termination Date.

(令和4年5月30日揭示済み)

草津市告示第191号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年5月30日

草津市長 橋川 渉

Table with 3 columns: Name, Location, and Designation Date.

(令和4年5月30日揭示済み)

草津市告示第192号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年5月30日

草津市長 橋、川 涉

名称	所在地	指定年月日
ユタカ薬局南草津	草津市野路町689番地3	令和4年5月1日

（令和4年5月30日揭示済み）

草津市告示第193号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状 | 3件 |
| (2) 国民健康保険税督促状 | 42件 |
| (3) 市県民税特別徴収督促状 | 1件 |
| (4) 差押調書（謄本） | 1件 |
| (5) 配当計算書（謄本） | 3件 |

計50件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年6月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with columns: 氏名, 住所, 市・県民税, 国民健康保険税. Lists 42 individuals with their names, addresses, and tax information.

市県民税特別徴収督促状 公示送達者名簿

Table with columns: 氏名, 住所, 備考. Lists 1 individual: 有限会社 ケイムズ.

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 氏名, 住所, 備考. Lists 1 individual: 齋崎 哲也.

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 氏名, 住所, 備考. Lists 3 individuals: CHO KEUN HEE, 中川 正盛, ZHAO HAOQING.

(令和4年6月1日揭示済み)

草津市告示第194号

公金の徴収事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託するので、告示する。

令和4年6月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく告示

Table with columns: 委託事務内容, 受託者および住所, 委託期間. Details the delegation of collection work to a general contractor.

草津市健康診査受診料徴収規則に基づく肺がん・結核検診に係る受診料の徴収事務		
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく大腸がん検診に係る受診料の徴収事務		
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく胃がん検診に係る受診料の徴収事務		
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく節目歯科健康診査に係る受診料の徴収事務	【受託者】 一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会草津地区 【住所】 滋賀県草津市西大路町 8 番 11号	令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 6 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第195号

草津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 涉

草津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年草津市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「令和 3 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和 4 年 1 月 14 日 付 け 府 子 本 第 18 号 内 閣 総 理 大 臣 通 知）」の別紙に定める「令和 3 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」を「令和 4 年度（令和 3 年度からの繰越分）保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和 4 年 4 月 19 日

付 け 府 子 本 第 581 号 内 閣 総 理 大 臣 通 知）」の別紙に定める「令和 4 年度（令和 3 年度からの繰越分）保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」に改める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、改正後の草津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

(令和 4 年 6 月 1 日 掲 示 済 み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5041-018
- (2) 工事名 北山田浄水場配水池耐震補強工事
- (3) 工事場所 草津市北山田町
- (4) 工事概要
 - ・配水池耐震補強工 2 池
 - ・配水ポンプ室耐震補強工 1 室
 - ・浸水対策工 一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和 7 年 2 月 21 日まで

2 予定価格 950,750,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開

始の決定を受けている者を除く。) または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市矢橋町649番地

株式会社西日本技術コンサルタント

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和4年度において浄水施設工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、水道施設工事業に係る特定建設業の許可を有し、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の水道施設工事の総合評定値(P)が1,200点以上の者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和4年5月20日午前9時から令和4年6月23日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和4年5月20日午前9時から令和4年6月2日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。

- (5) 回答日・回答方法 令和4年6月9日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和4年6月24日午前9時から令和4年6月27日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書(別紙様式2)

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者(監理技術者)の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者(監理技術者)の監理技術者資格者証(両面)の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習
修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書
（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険
者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入
札日において3か月以上の）雇用関係が確認で
きる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとす
る。

9 開札

(1) 開札日時 令和4年6月28日 午前9時00分か
ら

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していること
から、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者
から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、
入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順
位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで
行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後
に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件
を満たした入札参加者に限
る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義
申立て手続きに関する取扱要
領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）
第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入
札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とす
る。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現
地の状況を熟知しておくこ
と。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締
結しないときは、入札金額の

100分の5に相当する金額を
違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則
（平成9年草津市規則第13
号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則に
より行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則に
より行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約
保証金を納付すること。ただ
し、保証事業会社の保証、金
融機関の保証、公共工事履行
保証証券による保証を付した
場合または履行保証保険を締
結した場合、契約保証金の納
付を免除する。

20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係
る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可
能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取
り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算
した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき
は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金
額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業
者であるか免税事業者であるかを問わず、見積
もった契約希望金額の110分の100に相当する金額
を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10
日以内に契約書を提出しなければならない。

(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本
契約とする場合は、本契約とした時点）までの間
において、当該落札決定者が草津市建設工事等の
指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制
定）第2条および第3条に基づく指名停止を受け
た場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できな
かったと思慮される場合は、入札を中止または落

札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307 (直通)

(令和4年5月20日揭示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産(動産)を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項および草津市契約規則(平成6年草津市規則第10号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

草津市長 橋 川 涉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
04020101	ダイヤル式耐火金庫(直接引き取り限定)	(株)エーコー ヤマダ SS-4N	5,000円 (500円)
04020102	干支の陶器の置物(午)	不明	1,000円 (100円)
04020103	干支の陶器の置物(亥)	不明	1,000円 (100円)
04020104	干支の陶器の置物(申)	不明	1,000円 (100円)
04020105	干支の陶器の置物(卯)	不明	1,000円 (100円)
04020111	レンジラック 【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	ニトリ	500円 (50円)
04020112	座椅子 【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	500円 (50円)

04020113	釣り竿 【リサイクル品】 (直接引き取り限定)	SHIMANO/ PROX/ SUZUMI	1,000円 (100円)
04020114	自走式ウォーキングマシン 【リサイクル品】 (直接引き取り限定)	はびねすくらぶ	1,000円 (100円)
04020115	フィットネスバイク 【リサイクル品】 (直接引き取り限定)	ALINCO	1,000円 (100円)
04020116	折り畳み机・椅子セット 【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	150円 (15円)
04020117	ハンガーシェルフ 【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	平安伸銅工業株式会社	200円 (20円)
04020118	ローテーブル 【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	ニトリ	1,000円 (100円)
04020119	テレビ台 【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	150円 (15円)
04020120	小型机 【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	500円 (50円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等

に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和4年5月20日（金）から令和4年7月12日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和4年5月27日（金）午後1時から令和4年6月14日（火）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

(1) 日時 令和4年6月1日（水）午前10時から午後3時まで

(2) 場所 【リサイクル家具・リサイクル品】
草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町1200-25）

【上記以外】

草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）

(3) その他 前日（令和4年5月31日）午後3時ま

でに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和4年6月28日(火)午後1時から令和4年7月5日(火)午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和4年7月5日(火)午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和4年7月7日(木)午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
- (3) 同一売却物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和4年7月12日(火)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和4年7月19日(火)午後2時までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完

了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売却物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売却物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売却物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売却物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売却物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売却物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売却物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する

使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305

FAX番号 077-561-2483

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和4年5月20日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年5月24日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市山科区西野小柳町73番地6 林 優作、林 亜希	草津市穴村町字きとろ241番 5 外2筆	167.60㎡	R4.5.24	1603

(令和4年5月24日掲示済み)

公 告

差押財産の公売について

差押財産を公売するので、地方税法（昭和25年法律第226号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条第1項および第99条第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

草津市長 橋 川 渉

1 公売実施方法

インターネット上のKSI官公庁オークションでせり売り形式による。

2 公売実施期間

令和4年7月5日13時00分から令和4年7月7日23時00分まで

3 公売参加申込期間

令和4年6月10日13時00分から令和4年6月28日23時00分まで

4 参加申込方法

インターネット上のKSI官公庁オークション専用ページから申込可能

5 公売財産

種別	物件名	整理番号	数量	最低見積価格	公売保証金	所在
液晶ディスプレイ	【三菱電機】液晶ディスプレイ	草津04-6-1	1	4,000円	400円	草津市役所
液晶ディスプレイ	【三菱電機】液晶ディスプレイ	草津04-6-2	1	3,500円	350円	草津市役所
靴	【adidas】ゴルフシューズ	草津04-6-3	1	9,000円	900円	草津市役所

ゴルフ用グローブ	【G/FOR E】ゴルフ用グローブ	草津04-6-4	1	3,000円	300円	草津市役所
ゴルフ用グローブ	【HIRZL】ゴルフ用グローブ	草津04-6-5	1	2,500円	250円	草津市役所
ゴルフ用グローブ	【イオンスポーツ】ゴルフ用グローブ	草津04-6-6	1	600円	60円	草津市役所
ゴルフ用グローブ	【FOOTJOY】ゴルフ用グローブ	草津04-6-7	1	900円	90円	草津市役所
椅子	コンパクトアームチェア	草津04-6-8	1	500円	50円	草津市役所
椅子	コンパクトアームチェア	草津04-6-9	1	300円	30円	草津市役所
机	簡易テーブル	草津04-6-10	1	1,000円	100円	草津市役所
クッション	yogibo 黒	草津04-6-11	1	9,000円	900円	草津市役所
クッション	yogibo 赤	草津04-6-12	1	5,000円	500円	草津市役所
置物	角	草津04-6-13	1	2,000円	200円	草津市役所
ラック/ケース	LOCKABLE DESKTOP SET	草津04-6-14	1	1,000円	100円	草津市役所
置物	金属像	草津04-6-15	1	1,000円	100円	草津市役所

※詳細については、令和4年6月10日13時以降にインターネット上のKSI官公庁オークションの専用ページで閲覧できます。

6 売却決定日時 令和4年7月8日10時00分

7 買受代金納付期限 令和4年7月15日14時30分

8 その他

- ・参加申込時には、クレジットカードによる公売保証金の納付が必要となります。
- ・公売への参加や公売財産の買受人および権利移転については、一定の制限がありますので、詳細については草津市インターネット公売ガイドラインを御確認ください。なお、当ガイドラインについては、草津市ホームページおよび、令和4年6月10日13時以降にKSI官公庁オークションで確認できます。
- ・インターネット上の公売システムに不具合が生じた場合や、差押徴収金が納付された場合に、市は公売を中止することがあります。
- ・公売財産の引渡しは、買受代金の納付時の現況有姿で行います。
- ・公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- ・公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定日の前日までに申し出てください。
- ・公売財産に隠れた瑕疵があっても所有者や市は責任を負いません。
- ・その他、御不明な点がございましたら、草津市納税課納税係（市役所1階 11番窓口、電話番号077-561-6541）にお問い合わせください。

（令和4年5月27日揭示済み）

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年5月31日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和4年5月31日から
令和4年6月30日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和4年5月31日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第11号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和4年6月24日（金） 午後3時
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和4年6月1日揭示済み）

草津市教育委員会告示第12号

草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年6月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部を改正する要綱

草津市埋蔵文化財調査保護要綱（平成12年草津市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「開発行為者」を「事業者」に改め、同条第1項中「開発行為」を「掘削行為」に、「開発者」を「事業者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「開発者」を「事業者」に改め、同条第5項中「開発者」を「事業者」に、「開発行為」を「掘削行為」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「開発者」を「事業者」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号(第2条第2項関係) 年 月 日

草津市教育委員会
教育長 様
事業者
住所
氏名

埋蔵文化財()の発掘について(依頼)

このことについて、埋蔵文化財発掘調査を下記により実施していただきたく依頼します。ただし、発掘調査に係る経費については、当方にて負担します。

記

- 1. 所在地 草津市
2. 遺跡名
3. 工事名

書類作成者
住所
会社名
担当者
連絡先

*当該書類については、必ず、書類作成者から土地所有者への説明を行い、同意を得た上で提出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本市では責任を負いかねますので、御承知おきください。

当該発掘調査に係る同意

文化財保護法第99条の2に基づき、草津市教育委員会が実施する上記発掘調査(本発掘調査・試掘調査・確認調査)について同意いたします。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法(昭和25年法律第214号)第105条第1項および第107条第1項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

- 1. 住所
2. 氏名

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第2条第4項、第2条第7項関係) 年 月 日

草津市教育委員会
教育長 様
事業者
住所
氏名

埋蔵文化財試掘調査依頼について

下記のとおり、工事等を計画していますので、当該地域内の埋蔵文化財試掘調査を依頼します。ただし、試掘調査に係る経費については、当方にて負担します。

記

- 1. 所在地 草津市
2. 遺跡名
3. 工事名

書類作成者
住所
会社名
担当者
連絡先

*当該書類については、必ず、書類作成者から土地所有者への説明を行い、同意を得た上で提出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本市では責任を負いかねますので、御承知おきください。

当該発掘調査に係る同意

文化財保護法第99条の2に基づき、草津市教育委員会が実施する上記発掘調査(試掘調査)について同意いたします。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法(昭和25年法律第214号)第105条第1項および第107条第1項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

- 1. 住所
2. 氏名

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第2条第5項関係) 年 月 日

草津市教育委員会
教育長 様
事業者
住所
氏名

埋蔵文化財立会調査依頼について

下記のとおり工事等を計画していますので、当該地域域内の埋蔵文化財立会調査を依頼します。

記

- 1. 所在地 草津市
2. 遺跡名
3. 工事名

書類作成者
住所
会社名
担当者
連絡先

*当該書類については、必ず、書類作成者から土地所有者への説明を行い、同意を得た上で提出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本市では責任を負いかねますので、御承知おきください。

当該発掘調査に係る同意

文化財保護法第99条の2に基づき、草津市教育委員会が実施する上記発掘調査(立会調査)について同意いたします。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法(昭和25年法律第214号)第105条第1項および第107条第1項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

- 1. 住所
2. 氏名

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月1日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年6月1日現在において、次のとおりである。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

50分の1の数 2,214人
 6分の1の数 18,450人
 3分の1の数 36,899人

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第3号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までにあった公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の2第1項および第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、同法第28条の4第7項の規定により公表する。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
 委員長 馬場 敏一

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧の状況

別紙のとおり

NO.	氏名、名称	代表者、管理人	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地
1	株式会社 地域社会研究所	代表取締役社長 大橋 浩	総覧早稲世論調査の調査対象者を抽出するため	7月5日	市内に住む19歳以上の男女 275件	京都府京都市中京区船場通烏丸西入橋弁慶町228番地アイビシ
2	株式会社 地域社会研究所	代表取締役社長 大橋 浩	県民の人権に関する意識調査の調査対象者を抽出するため	8月3日	市内に住む19歳以上の男女 275件	京都府京都市中京区船場通烏丸西入橋弁慶町228番地アイビシ
3	一般社団法人 中央調査社	会長 堀 克尚	若い有権者の政治・選挙に関する意識調査の調査対象者を抽出するため	8月26日	野村五丁目23番~に住む18歳以上29歳以下の男女 17件	東京都中央区銀座五丁目15番8号
4	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 卓	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者を抽出するため	9月15日	第4投票区、第21投票区、第32投票区	東京都港区東新橋1-7-1
5	白井ゆきののり後援会	代表者 白井 幸則	政治活動のため	10月12日	草津一丁目、西谷川一丁目、西谷川二丁目、大橋一丁目、大橋二丁目、若竹町	総覧草津市草津三丁目13番7号
6	株式会社 東京新聞	編集局 世論調査部 部長 藤本 浩	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出するため	11月10日	第5投票区から無作為に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
7	株式会社 ワーベリサーチセンター	大阪事務局長 中村 光明	政治・選挙に関する学術調査のため	1月18日	矢橋町に在住で35~49歳の男女30名	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号
8	白井ゆきののり後援会	代表者 白井 幸則	政治活動のため	2月4日	泉矢倉11日	総覧草津市草津三丁目13番7号

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第4号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における各投票区投票所を次の場所に設ける。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
 委員長 馬場 敏一

各投票区投票所 別紙のとおり

投票区	投票所	所在地
第1投票区	草津市立志津南まちづくりセンター	草津市 若草五丁目10番地
第2投票区	草津市立志津小学校体育館	草津市 青地町827番地
第3投票区	草津市立志津まちづくりセンター	草津市 青地町561番地
第4投票区	追分町会館	草津市 追分五丁目6番5号
第5投票区	浜川中町会館	草津市 浜川一丁目7番14号
第6投票区	草津市立浜川まちづくりセンター	草津市 西浜川二丁目9番38号
第7投票区	草津市立大橋まちづくりセンター	草津市 大橋二丁目9番11号
第8投票区	西大路第三町内会集会所	草津市 西大路6-27-1
第9投票区	砂原会館	草津市 東草津一丁目4番20号
第10投票区	草津市立草津まちづくりセンター	草津市 草津一丁目4番33号
第11投票区	草津市立西一会館	草津市 草津町1446番地1
第12投票区	込田会館	草津市 草津三丁目13番81号
第13投票区	矢倉町会館	草津市 矢倉二丁目1番7号
第14投票区	草津市立矢倉まちづくりセンター	草津市 東矢倉一丁目13番6号
第15投票区	野路コミュニティセンター	草津市 野路七丁目1番18号
第16投票区	桜ヶ丘会館	草津市 桜ヶ丘四丁目3番4号
第17投票区	草津市立老上小学校体育館	草津市 野路町517番地
第18投票区	草津市立南笠東小学校体育館	草津市 南笠東四丁目4番1号
第19投票区	南笠公民館	草津市 南笠町1217番地1
第20投票区	草津市立橋岡会館	草津市 橋岡町71番地
第21投票区	矢橋緑合会館	草津市 矢橋町1199番地1
第22投票区	新浜会館	草津市 新浜町68番地1
第23投票区	草津市立新田会館	草津市 木川町898番地3
第24投票区	出屋敷会館	草津市 木川町833番地1
第25投票区	野路小林町自治会館	草津市 野路二丁目13番2号
第26投票区	大川町農業会館	草津市 木川町517番地
第27投票区	草津市立山田まちづくりセンター	草津市 南山田町678番地
第28投票区	北山田会館	草津市 北山田町787番地
第29投票区	南山田会館	草津市 南山田町776番地
第30投票区	野村会館	草津市 野村五丁目26番20号
第31投票区	草津市立笠縫まちづくりセンター	草津市 上笠一丁目6番3号
第32投票区	草津市立笠縫東小学校正面玄関内	草津市 平井三丁目8番1号
第33投票区	鶴井渡町公民館	草津市 鶴井渡町317番地1
第34投票区	下笠会館	草津市 下笠町3007番地2
第35投票区	草津市立常盤東総合センター	草津市 常盤町319番地1
第36投票区	下物会館	草津市 下物町113番地1
第37投票区	草津市立常盤まちづくりセンター	草津市 志那中町111番地1
第38投票区	吉田町会館	草津市 志那町2620番地

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第5号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所を次の場所に設ける。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
 委員長 馬場 敏一

- 1 草津市役所 2階 特大会議室
草津市草津三丁目13番30号
6月23日(木)から7月9日(土)まで
午前8時30分から午後8時まで
- 2 草津市立市民交流プラザ 中会議室
草津市野路一丁目15番5号
7月2日(土)から7月9日(土)まで
午前10時から午後8時まで
- 3 エイスクエア SARA北館1階
草津市西渋川一丁目18番38号
7月2日(土)から7月9日(土)まで
午前10時から午後8時まで
- 4 イオンモール草津 モール棟2階
草津市新浜町300
7月2日(土)から7月9日(土)まで
午前10時から午後8時まで
- 5 立命館大学 セントラルアーク
草津市野路東一丁目1番1号
7月7日(木)から7月8日(金)まで
午前10時から午後6時まで

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第6号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票を行う期日前投票所を次のとおり指定する。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票を行う期日前投票所

草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 2階 特大会議室

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第7号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による不在者投票について、投票用紙および不在者投票用封筒を交付する場所を次のとおり定める。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

交付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 2階 特大会議室

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第8号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項の規定による投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日

当該選挙の告示日および公示日の2日前

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第9号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第65条の13第1項の規定により読み替えて適用する同法施行令第53条第1項

の規定による在外選挙人が国内において不在者投票をする場合に係る投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

在外選挙人が国内において不在者投票をする場合に係る投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日

当該選挙の公示日の2日前

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第10号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における草津市開票区の開票の日時および場所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定に基づき告示する。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

- 1 開票の日時 当該選挙の執行日 午後9時15分
2 開票の場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所2階 特大会議室

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第11号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における草津市開票区の開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政

令第89号）第68条の規定に基づき告示する。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

開票管理者 草津市御倉町584番地3

馬場 敏一

開票管理者の職務を代理すべき者

草津市西矢倉三丁目5番3号

中島 直樹

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第12号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項および第4項の規定による草津市開票区の開票立会人を決定するためのくじを行う日時、場所および方法を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

- 1 日 時 当該選挙の執行日の前3日
午後5時30分（滋賀県知事選挙）
午後5時40分（参議院選挙区選出議員選挙）
午後5時50分（参議院比例代表選出議員選挙）
- 2 場 所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所4階 行政委員会室
- 3 方 法 (1) 公職選挙法第62条第2項のくじ
(開票立会人の届出が10人を超えた場合のくじ)
① 立候補届出受理順（または名簿届出受理順）に本くじを引く順序のくじを行う。この場合、開票立会人となるべき者の届出がない候補者があるときは、順次繰り下げて行う。

- ② ①で決まった順序により本くじを行い、開票立会人を決定する。
- (2) 公職選挙法第62条第4項のくじ
(同一政党等に属する開票立会人が3人以上の場合のくじ)
- ① 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。
- ② ①で決まった順序により本くじを行い、開票立会人を決定する。

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第13号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による、投票記載所の氏名および党派別の名称の掲示の掲載順序を決定するくじを行う日時、場所および方法を次のとおり定める。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場敏一

- 1 日時 当該選挙の告示および公示日
午後5時30分
- 2 場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所4階 行政委員会室
- 3 方法 ① 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。
② ①で決まった順序により本くじを行う。

(令和4年6月1日揭示済み)

草選委告示第14号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙

および第26回参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第5号のポスターの掲示場を同法第144条の2第1項の規定により別紙の場所に設置したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場敏一

ポスター掲示場の設置場所 別紙のとおり(略)

(令和4年6月1日揭示済み)

選挙管理委員会公告

公告第1号

令和4年7月19日に任期満了となる滋賀県知事選挙および第26回参議院議員通常選挙において、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第1項の規定による個人演説会等の施設の設備の程度を次のとおり定める。

令和4年6月1日

- 草津市長
- 草津市教育長
- 草津幼稚園長
- 信愛幼稚園長
- 若竹幼稚園長
- 光泉カトリック幼稚園長
- 認定こども園草津カトリック幼稚園長
- 認定こども園みのり園長
- すぎのこども園長
- あゆみこども園長
- 渋川あゆみこども園長
- さくら坂こども園長
- くさつ優愛保育園モンチ園長
- さくらがおかこども園長
- さくら坂東こども園長
- たちばな大路こども園長
- あさひこども園長
- 志津保育園長

くるみこども園長
緑波くるみこども園長
若草くるみこども園長
ののみちこども園長
さくら坂南こども園長
TAMランド野路こども園長
光泉カトリック中・高等学校長
滋賀県立草津高等学校長
滋賀県立草津東高等学校長
滋賀県立湖南農業高等学校長
滋賀県立玉川高等学校長
綾羽高等学校長
滋賀県立草津養護学校長
市営住宅笠縫団地集会所管理者
市営住宅矢倉団地集会所管理者
市営住宅玄甫団地集会所管理者
市営住宅常盤団地集会所管理者

個人演説会等の施設の設備程度 別紙のとおり